

これらの様々なメーターの値が信頼できるのは、製品自体の信頼性に加えて、検定や検査によって正しい値をはかれることが証明されているからであると言えます。





特定計量器

特定計量器にはどんなものがある、どこが検査をしているのでしょうか？

生活に深く関わっていることが多く、誰もが使ったことがある計量器も多く含まれる特定計量器について、その検定内容などの一部をご紹介します。

1 特定計量器の種類

計量法制定当時（昭和26（1951）年）の特定計量器は51品目でしたが、法改正を重ね、現在は18品目となっています。皆さんも、気づいていないかもしれませんが、日常生活で特定計量器を使用して計量したものを買ったり、サービスを受けたりしています。



2 特定計量器の検定・検査機関

電 気メーター以外の特定計量器の検定・検査等、定期検査、型式承認、基準器検査は、主に次の機関が実施しています。

検定・検査等	都道府県（計量検定所）、指定検定機関 又は製造事業者自らが検査を行う自主検査
定期検査	都道府県（計量検定所）又は特定市町村
型式承認	（独）産業技術総合研究所
基準器検査	（独）産業技術総合研究所及び都道府県（計量検定所）



東京都計量検定所

3 特定計量器の検定

① タクシーメーター

タクシーメーターの検定は、メーターが車両に装着された状態で、基準に適合しているかの検査が行われます。これを装置検査といい、検査に合格したメーターには装置検査証印が付けられます。

タクシーメーターの有効期間は1年です。



タクシーメーター検査場



タクシーメーターの装置検査

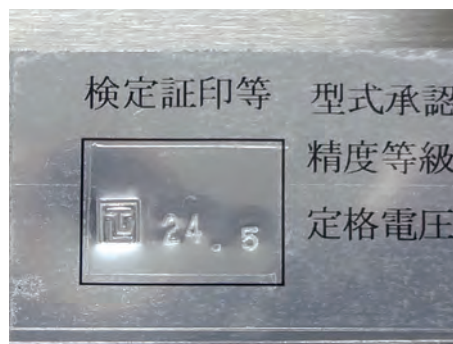
② はかり

基準器である基準分銅を使用して検定を行います。検定に合格したはかりには検定証印が付けられます。

商店などで使われるはかりの有効期間は2年です。



検定で使われる基準分銅



検定証印(はかり)

特定計量器はどれもみな、検定などによって正しくはかれることが証明されていることはお分かりいただけたと思います。正しくはかれる計量器であるかは、検定を受けた証しである検定証印などによって確認することができます。



Q&A

外国でも計量器は検定しているの？



外国でも、自国の検定制度に従って計量器の検定を行っています。

その検定内容（基準）は、OIML（国際法定計量機関）で定められた計量器の技術基準をベースにしています。



OIMLでは、商取引、健康、安全、環境分野で使われる各種計量器のモデル規則となる国際勧告（①計量・技術要求事項、②試験方法、③試験報告書の書式）と法定計量の共通課題への指針を与える国際文書を作成しています。国際勧告については、OIML条約で、「加盟国は、できる限りその決定を実施する道義的責任を負う。」とされています。

もちろん日本もOIML条約に加盟しており、JEMICは、法定計量に携わる機関の1つとして技術委員会などへ参加しています。

INFORMATION

JEMICからのお知らせ

- JEMIC九州支社熊本事業所は、熊本市の政令指定都市移行に伴い、所在地表示が次のとおり変更されました。

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日五丁目17番15号

- これまでの「くらしと検定」は、JEMICホームページ (<http://www.jemic.go.jp/>) でご覧いただけます。

★見学会は随時開催しますので、下記までお問い合わせください。

● 全国のJEMIC

- 本社 〒108-0023 東京都港区芝浦4-15-7 ☎03(3451)1181 FAX 03(3451)1364

[URL] <http://www.jemic.go.jp/> [E-mail] soumu@jemic.go.jp

- 北海道支社……………☎011(668)2437
- 東北支社……………☎022(786)5031
- 東北支社新潟事業所……………☎025(246)3371
- 中部支社……………☎0568(53)6331
- 北陸支社……………☎076(248)1257
- 関西支社……………☎06(6451)2355
- 関西支社京都事業所……………☎075(681)1701

- 関西支社尼崎事業所……………☎06(6491)5031
- 中国支社……………☎082(503)1251
- 四国支社……………☎0877(33)4040
- 九州支社……………☎092(541)3031
- 九州支社熊本事業所……………☎096(325)2131
- 沖縄支社……………☎098(934)1491



電気メーターの検定・検査については
JEMIC のホームページを御覧ください！

JEMIC

検索